

別表第四（第四条関係）		改正案		別表第四（第四条関係）		現行	
		基幹統 計 事務の 区分 都道府県知事が 行う事務	都道府県 の教育委 員会が行 う事務			市町村長が行う 事務	市町村の 教育委員 会が行う 事務
一 学 校教 育行 政に 必要 な学 校に 関す る基 本的 事項 を明 らかに す	一 報 告義 務者 （公立の学校 （地方独立行 政法人法（平 成十五年法律 第一百十八号） 第六十八条第 一項に規定す る公立大学法 人が設置する ものを含む。 ）又は私立の 学校が廃止さ れたときの調	一 報 告義 務者 に （公立及び 私立の	一 報 告義 務者 （公立及び 私立の				

るこ とを 目的 とす	計 幹統 る基
(略)	(略)
査に係るもの に限る。)の 指定に関する 事務	(略)
(略)	(略)
(略)	(略)
(略)	(略)

るこ とを 目的 とす	計 幹統 る基
査に係るもの に限る。)の 指定に関する 事務	調査票の配布、取集、審査等に関する事務
二 調査票(都道府県知事が調査すべき学校として文部科学省令で定めらるもの調査に係るものに限るものとし、第七号に規定するものを除く。)の配布に関する事務	二 調査票(都道府県知事が調査すべき学校として文部科学省令で定めらるもの調査に係るものとし、第七号に規定するものを除く。)の配布に関する事務
一 調査票(都道府県知事が調査すべき学校として文部科学省令で定めらるもの調査に係るものとし、第七号に規定するものを除く。)の配布に関する事務	一 調査票(都道府県知事が調査すべき学校として文部科学省令で定めらるもの調査に係るものとし、第七号に規定するものを除く。)の配布に関する事務
一 調査票(市町村長が調査すべき学校として文部科学省令で定めらるもの調査に係るものとし、第七号に規定するものを除く。)の配布に関する事務	一 調査票(市町村長が調査すべき学校として文部科学省令で定めらるもの調査に係るものとし、第七号に規定するものを除く。)の配布に関する事務
二 調査票(市町村長が調査すべき学校として文部科学省令で定めらるもの調査に係るものとし、第七号に規定するものを除く。)の配布に関する事務	二 調査票(市町村長が調査すべき学校として文部科学省令で定めらるもの調査に係るものとし、第七号に規定するものを除く。)の配布に関する事務
三 前号に規定する調査票の作成に関する事務	三 前号に規定する調査票の作成に関する事務
四 前号及びこの項第四欄第二都道府県知事が調査すべき学校として文部科学省令で定めらるもの調査に係るものとし、第七号に規定するものを除く。)の配布に関する事務	四 前号及びこの項第四欄第二都道府県知事が調査すべき学校として文部科学省令で定めらるもの調査に係るものとし、第七号に規定するものを除く。)の配布に関する事務

<p>二号に規定する調査票並びにこの項第五欄第五号に規定する調査票（この項第五欄第三号に規定するものを除く。）の審査並びにこの項第五欄第三号に規定する調査票の二次的な審査に関する事務</p>	<p>府県知事に対する調査票の審査に関する事務</p>	<p>府県知事に対する調査票の審査に関する事務</p>
<p>五 法第十五条第一項の規定による立入検査等（学校の調査に係るものに限る。）の実施に関する事務</p>	<p>府県知事に対する調査票の審査に関する事務</p>	<p>府県知事に対する調査票の審査に関する事務</p>



び市町村長に 対する調査票 の用紙その他 調査のために 必要な物品の 送付に関する 事務	科学大 臣に対 する第 一号に 規定す る調査 票（第 二号に 規定す るもの を除く 。）の 提出に 関する 事務	用紙その他調 査のために必 要な物品の送 付に関する事 務	臣に対 する第 一号に 規定す る調査 票（第 二号に 規定す るもの を除く 。）の 提出に 関する 事務
十 都道府県の 区域における 調査の広報に 関する事務	九 都道府県知 るもの を除く 。の 提出に 関する 事務	十 都道府県知 るもの を除く 。の 提出に 関する 事務	十 都道府県知 るもの を除く 。の 提出に 関する 事務
十一 市町村長 の行う調査に 関する事務の 実施状況の把 握に関する事 務	五 前各 号に掲 げる事 務に関 する書 類の作 成及び 保管そ の他前	十 文部科学大 臣に対する第 四号に規定す る調査票（学 校が廃止され たときの調査 に係るものを 保管そ の他前	五 前各 号に掲 げる事 務に関 する書 類の作 成及び 保管そ の他前
十二 文部科学 大臣に対する 調査に関する 事務の実施状 況その他必要 な事項の報告	十二 文部科学 大臣に対する 調査に関する 事務の実施状 況その他必要 な事項の報告	十二 文部科学 大臣に対する 調査に関する 事務の実施状 況その他必要 な事項の報告	十二 文部科学 大臣に対する 調査に関する 事務の実施状 況その他必要 な事項の報告

二 略	
(略)	

二 略			
(略)			
(略)	<p>十三 文部科学 大臣に対する 第四号及び第 七号に規定す る調査票その 他関係書類の 提出並びに都 道府県の教育 委員会に対す る関係書類の 送付に関する 事務</p> <p>十四 前各号に 掲げる事務に 関する書類の 作成及び保管 その他前各号 に掲げる事務 に附帯する事 務</p>	<p>の他前 各号に 掲げる 事務に 附帯す る事務</p> <p>十一 都道府県 知事に対する 関係書類の送 付に関する事 務</p> <p>十二 前各号に 掲げる事務に 関する書類の 作成及び保管 その他前各号 に掲げる事務 に附帯する事 務</p>	
(略)			
(略)			
(略)			<p>除く。)の提 出に関する事 務</p> <p>各号に 掲げる 事務に 附帯す る事務</p>